

保育所整備の個別審査基準（創設）

審査事項	共通審査基準	個別審査基準（創設）	最高得点	備考	配点内訳（創設）	点数配分	備考	
1 各種保健福祉計画等との整合性（配点 10点）	各種保健福祉計画等に適合すること。	① 定員が適正な規模であり、特別保育事業（延長保育及び一時保育事業）を実施する計画となっている。	7		① 札幌市が指定した優先地域内の場合、定員が「優先地域の基本定員以上、基本定員＋30人以下」の範囲内の計画となっている。	5	該当するものいずれか	
		② 札幌市の計画に沿って、環境に配慮した施設整備計画となっている。			3	② 札幌市が指定した優先地域内の場合、定員が「優先地域の基本定員－30人以上、基本定員未満」の範囲内の計画となっている。		1
			10		③ 札幌市が指定した優先地域外の場合、定員が60人となっている。	5		④ 延長保育及び一時保育の両方も実施する計画となっており、延長保育の時間が2時間である。
2 設置地域における当該施設の必要性（配点 20点）	設置地域における既存施設の分布状況及び利用状況並びに入所希望者の数から、当該施設の設置の必要性が認められること。	① 保育所整備の優先度が高い地域であり、保育所の設置に適した周辺環境である。	17		① 札幌市が指定した保育所整備優先地域Aである。	15	該当するものいずれか	
		② 交通利便性を考慮した立地にある。			3	② 札幌市が指定した保育所整備優先地域Bである。		9
			20		③ 札幌市が指定した保育所整備優先地域Cである。	2		④ 直近における区の待機児童数（※厚生労働省の定義により集計した数）の区別順位が第1位から第3位までである。
3 用地の確保状況（配点 10点）	施設用地を自己所有等の方法により確保できること。また、本市の施策上の必要から市有地の貸与を行う場合には市有地貸与の本方針（平成12年1月21日大長助役決裁）の貸与基準に合致すること。	① 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積を地上に確保している割合。	5		① 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積のすべてを地上に確保している。	5	該当するものいずれか	
		② 施設設置に係るすべての土地について自己所有し、国若しくは地方公共団体から貸与を受け、又は国及び地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる。			5	② 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積の50%以上を地上に確保し、残りを屋上等に確保している。		4
			10		③ 施設設置に係る全ての土地について、自己所有している（自己所有できることが確実にあると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）、又は国若しくは地方公共団体から貸与を受けられることが確実にあると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）。施設設置に係る土地について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる（貸与を受け、及び地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記できることが確実にあると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）、	3		③ 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積の50%未満を地上に確保し、残りを屋上等に確保している。
4 計画施設の基本プラン（配点 20点）	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱（設備及び運営に関する基準）等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実にあり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に保健福祉局保健福祉部長等の意見を聞くこと。	① 計画定員の120%以上に対応した乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び屋外遊戯場となっている（これに対応できない場合は、その割合による。）。 ② 児童の安全確保等に配慮した設計となっている。 ③ 自動車による送迎の利便性に配慮した計画となっている。	10		① 年齢ごとの計画定員の120%以上に対応した乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び屋外遊戯場（以下「保育室等」という）を有する。	10	該当するものいずれか	
					5	② 年齢ごとの計画定員の115%以上に対応した保育室等を有する。		8
			20		③ 年齢ごとの計画定員の110%以上に対応した保育室等を有する。	6		④ 年齢ごとの計画定員の105%以上に対応した保育室等を有する。
5 資金計画（配点 15点）	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確保されていること。 ※ 独立行政法人福祉医療機構以外からの融資は、原則として認めない。	① 当初資金が確保されている。（自己資金が確保されている。個人又は団体からの寄附が確実に、その寄附全部について連帯保証人が確保されている。） ② 借入を行わない、又は借入を行う場合は、借入金償還財源が確保されている。（寄附が確実に、連帯保証人も確保されている。又は保育所を運営する社会福祉法人等で、償還財源が民間施設給与等改善費又は既存事業の剰余金の範囲内であり、繰入が確実にある。）	5		① 年齢ごとの計画定員の105%以上に対応した保育室等を有する。	3	該当するものいずれか	
					5	⑥ 調理室について、札幌市が推奨する面積を満たしている。		1
			15		⑦ 調理室について、札幌市が推奨する面積の割合（小数第1位未満端数切捨て）が75%以上となっている。	0.5		⑧ こども用の便器の数について、大便器＜（入所定員÷20）個＋1＞、小便器＜（入所定員÷30）個＋1＞のいずれも満たしている。
6 設置主体の事業実績（配点 10点）	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に監査指導室長等の意見を聞くこと。 ※ 設立代表者が既存社会福祉法人の代表者の場合、原則として新設法人を設立できない。	① 既存社会福祉法人及び保育所を運営している者の場合、札幌市からの文書指導事項もしくは札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない、又はこれらの指導事項はあるが現在は改善されているか、改善計画の策定等、改善の目的が立っている。（過去3年間） ② 既存社会福祉法人以外の者（現に保育所を運営している者を除く。）の場合、適切な事務体制が整っている。	10		⑨ 駐車スペースとして、「計画定員÷20」台以上（※1台未満の端数がある場合は切上げ）のスペースを確保する計画となっている。	5	該当するものいずれか	
					10	⑩ 駐車スペースとして、「計画定員÷30」台以上（※1台未満の端数がある場合は切上げ）のスペースを確保する計画となっている。		3
			10		⑪ 駐車スペースを確保する計画となっている。	2		① 当初資金の全部について、自己資金が確保されている。
7 設置主体の役員構成（配点 10点）	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」第4に定める法人の組織運営に係る要件を満たしているか、満たすことが確実にあること。	① 社会福祉法人（設立希望者を含む。）の場合、共通審査基準に同じ。 ② 社会福祉法人以外の者の場合、「札幌市民間保育所設置認可要綱」により定める社会福祉法人以外の者による設置	10		② 当初資金の全部又は一部について、個人又は団体からの寄附が確実に、当該寄附の全部について連帯保証人が確保されている。	3	該当するものいずれか	
					10	③ 借入を行わない。		10
			10		④ 借入金額が設置者負担総額の20%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実に、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）又は既存事業の剰余金の範囲内となっている（※今回新設する施設会計から繰入する場合、民改費は4%で算定）。 借入金額が設置者負担総額の20%以上40%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ⑤ ・寄附が確実に、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が民改費又は既存事業の剰余金の範囲内となっている（※今回新設する施設会計から繰入する場合、民改費は4%で算定）。 借入金額が設置者負担総額の40%以上60%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ⑥ ・寄附が確実に、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が民改費又は既存事業の剰余金の範囲内となっている（※今回新設する施設会計から繰入する場合、民改費は4%で算定）。 借入金額が設置者負担総額の60%以上80%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ⑦ ・寄附が確実に、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が民改費又は既存事業の剰余金の範囲内となっている（※今回新設する施設会計から繰入する場合、民改費は4%で算定）。 借入金額が設置者負担総額の80%以上となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ⑧ ・寄附が確実に、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が民改費又は既存事業の剰余金の範囲内となっている（※今回新設する施設会計から繰入する場合、民改費は4%で算定）。	7.5		② 借入を行わない、又は借入を行う場合は、借入金償還財源が確保されている。（寄附が確実に、連帯保証人も確保されている。又は保育所を運営する社会福祉法人等で、償還財源が民間施設給与等改善費又は既存事業の剰余金の範囲内であり、繰入が確実にある。）
	10	① 職員（予定者）等に、社会福祉事業に関し学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が参画している。（社会福祉法人（設立希望者を含む）の場合）	10	② 「社会福祉法人以外の者」による保育所整備に係る設置主体適合に関する審査の基準（設置主体適合審査基準）に合致する運営形態となっている。（社会福祉法人以外の場合）	10	該当するものいずれか		
8 準備状況（配点 5点）	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	① 共通審査基準に同じ	5		① 理事会等（設立準備委員会）で施設整備に必要な事項（整備施設の規模・構造、用地の確保状況、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等）について十分に計画・審議している。	5		
			100			100		

各項目の合計点数（100点満点）により審査を行い、合計点数が同点の場合、下記の審査項目①の評点の高い方を優先順位上位とする。なお同点の場合、審査項目②、③の順に評点を比較して優先順位上位を決定する。

①「2 設置地域における当該施設の必要性」 ②「4 計画施設の基本プラン」 ③「5 資金計画」